歳出				(単位 千円)
科	目		金	額
款	項		<u> </u>	領共
01 返還金				642,000
	01 住宅保証金返還金			641,000
	02 定期借地権保証金返還金			1,000
02 繰出金				2,000,000
	01 繰出金			2,000,000
歳	出合	計		2,642,000

歳入歳出差引残額

8,191,000千円

令和3年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,023,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入			(単位 千円)
科	目	金	額
款	項	302	供
01 財産収入			18,635
	01 財産運用収入		18,635
02 繰入金			3,500
	01 一般会計繰入金		3,500
03 諸収入			864
	01 都預金利子		863
	02 雑入		1
04 都債			1,000,000
	01 都債		1,000,000
05 繰越金			1
	01 繰越金		1
歳	入 合 計		1,023,000

歳出					(単位 千円)
	¥	B		金	額
款	款項			275	FD4
01 用地費					1,023,000
	01 用地費	₹			1,023,000
歳	出		計		1,023,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1)	起債の目	1 11/20		COSC TER			(2)	起債の方法	
番号	起	債	の	目	的	起債限度額	(3)	普通貸借の方法により政府から起債する。 利率	
1	都市開発	8用地費				1,000,000		年8.5%以内	
1	****					1	(4)	償還の方法	
								政府の定める条件により償還する。	
								繰上償還をすることがある。	
							(5)	その他	
								起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。	

令和3年度東京都用地会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,775,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入					(単位 千円)
	1	目		金	額
款		項		312.	ц
01 財産収入					4,771,031
	01 財産運用	収入			1
	02 財産売払	収入			4,771,030
02 繰入金					500,000
	01 一般会計	繰入金			500,000
03 諸収入					854
	01 都預金利	子			853
	02 雑入				1
04 都債					8,606,000
	01 都債				8,606,000
05 繰越金					3,897,115
	01 繰越金				3,897,115
歳	入	合	計		17,775,000

歳出					(単位 千円)
科		目			額
歉 項		金	竹 只		
01 用地費					17,775,000
	01 用地買	買収費			17,775,000
歳	出	合	a +		17,775,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	業	名	金	額
01 用地費						168,000
	01 用地買収費					168, 000
		1 公共用地先	行取得			168, 000

第3号 都債

							(単位 千円)
(1) 番号	起債の計起	債	Ø	 的	起債限度額 8,606,000	(4)	起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、 賞選年限を短縮して繰上償還をすることがある。 その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために 必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
						(5)	起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により 貫還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため
						3	. する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があ るときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和3年度東京都公債費会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,173,245,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務 負担行為(損失補償及び保証契約等)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入				(単位 千円)
科		Ħ	金	額
款		項	址	tję
01 財産収入				1,488,001
	01 財産運用収入			1,488,001
02 繰入金				878,022,197
	01 繰入金			878,022,197
03 諸収入				595,802
	01 都預金利子			1,420
	02 雑入			594,382
04 都債				293,139,000
	01 都債			293,139,000
歳	入 合	計		1,173,245,000

歳出					(単位 千円)	
科	Ħ		金	額		
款		項		STZ.	15A	
01 公債費					1,173,245,000	
	01 公債費				1,173,245,000	
歳	出	合	計		1,173,245,000	

第2号 債務負担行為(損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

番号	- 事	項	期	間	限	度	額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約		令和 3 年度~	~令和 43 年度			_

第3号 都債

(単位 千円)

(1)	起債の目	目的及び	ド起債 []	度額		
番号	起	債	Ø	目	的	起債限度額
1	一般会計	 借換資	270,666,000			
2	都営住宅		22,473,000			
	合	293,139,000				
1						

(2) 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法

起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、 償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

- (5) その他
 - ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋める ために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
 - イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
 - ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和3年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入3,260,968千円、歳出1,675,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

令和3年4月9日(金曜日)

第1号 歳入歳出予算

歳入					(単位 千円)
科 目				金	額
款	項			242	134
01 使用料及手数料					5
	01 手数料				5
02 繰入金					1,112,56
	01 一般会計繰入金				12
	02 公営企業会計繰	入金			1,112,44
03 諸収入					58,92
	01 都預金利子				
	02 雑入				58,91
04 繰越金					2,089,43
	01 繰越金				2,089,43
歳	入	<u> </u>	計		3,260,96

 歳出

 和

 力

 数
 項

 数
 項

 01 臨海都市基盤整備費
 1,675,000

 歳
 出
 合
 計
 1,675,000

歳入歳出差引残額

1,585,968千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	業	名	金	額
01 臨海都市基盤整備費						261,000
	01 臨海都市基盤整備費					261,000
	1 臨海都市基	基盤整備			261,000	

令和3年度東京都病院会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

 普通
 入院
 3,626床
 延
 1,191,725人
 外来
 1日
 6,605人
 延
 1,935,265人
 持未

 精神
 入院
 1,074床
 延
 352,955人
 外来
 1日
 600人
 延
 175,800人
 800人

 結核
 入院
 31床
 延
 6,205人
 外来
 1日
 30人
 延
 8,790人

 感染症
 入院
 69床
 延
 1,095人
 外来
 1日
 一人
 延
 一人

 合計
 入院
 4,800床
 延
 1,551,980人
 外来
 1日
 7,235人
 延
 2,119,855人

2 主要な建設改良事業

大塚病院改修工事 1,869,856千円 多摩メディカル・キャンパス駐車場等整備工事 448,238千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

 第1款 病院事業収益
 178,580,000千円

 第1項 医業収益
 152,884,750千円

 第2項 医業外収益
 25,695,250千円

 収入合計
 178,580,000千円

支出

第1款 病院事業費用178,580,000千円第1項 医業費用176,442,226千円

第2項医業外費用2,137,774千円支出合計178,580,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,944,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

 第1款
 資本的収入
 12,927,000千円

 第1項
 企業債
 12,547,000千円

 第2項
 国庫補助金
 18,978千円

 第3項
 その他資本収入
 361,022千円

 収入合計
 12,927,000千円

支出

 第1款
 資本的支出
 28,871,000千円

 第1項
 建設改良費
 14,939,744千円

 第2項
 企業債償還金
 13,931,056千円

 第3項
 国庫補助金返還金
 200千円

支出合計 28,871,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

限度額 期間 事 項 85, 755, 738千円 令和4年度~令和25年度 多摩メディカル・キャンパス整備運営事業 993.065千円 多摩メディカル・キャンパス駐車場等整備工事 令和4年度~令和5年度 422,027千円 大塚病院改修工事 令和4年度~令和5年度 墨東病院医療器械保守点検委託 令和4年度~令和13年度 110,592千円 多摩総合医療センター内視鏡室等改修工事 令和4年度 287,596千円

6 計 87,569,018千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

病院建設改良事業4,494,000千円借換資8,053,000千円合計12,547,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

- 5 その他
- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができ

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を 発行することができる。